

養老町橋梁個別施設計画 (橋梁個別一覧表)

令和7年1月
養老町 産業建設部 建設課

○養老町が管理する橋梁は567橋(令和6年度現在)であり、今後の老朽化に対応するため、従来の事後的な修繕及び架け替えから予防的な修繕計画及び計画的な架け替えへの転換を図る必要があります。加えて、平成26年3月に公布された「道路法の一部を改正する法律」及び「道路法施行規則の一部を改正する省令」により、2m以上のすべての橋梁に関し、5年毎の近接目視による点検が義務付けられています。

○養老町が管理する橋梁については、長寿命化計画に基づき補修する橋梁に加えて、橋梁個別の点検計画に基づき、定期点検や補修を実施し、状況を反映し、随時見直しを行います。

○橋梁点検の判定区分は、下記のとおりです。

区分		状態	措置
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。	監視や対策を行う必要のない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	早期に監視や対策を行う必要がある状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている。又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	緊急に対策を行う必要がある状態。

○集約化・撤去に関する検討

令和10年度までに点検結果Ⅲ以下で、迂回路が存在する橋について1橋の集約・撤去を行い、50万円程度のコスト縮減を目指す。

○新技術の活用

令和10年度までに修繕を行う橋梁1橋に対して修繕費用の縮減等が見込まれる場合は新技術を活用し、50万円程度のコスト縮減を目指す。

